

江津市告示第18号

江津市市民意見提出手続（パブリックコメント）実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施に関する必要な事項を定め、市の政策に関する意思決定過程において市民参加の機会を提供し、市民等の多様な意見を計画等に反映させることにより、公正を確保し、透明性を向上させ、政策形成の質的向上を図り、もって市民等との協働によるまちづくりを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において「本制度」とは、計画等の策定に当たり、当該計画等の案を公表し、公表した事項に対して市民等から意見を受け付け、その意見の概要及びその意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この告示において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この告示において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内の学校に在学する者
- (4) 市に対して納税義務を有する個人及び法人
- (5) 計画等に直接的な利害関係を有すると認められる者
- (6) その他市に縁のある者

（対象）

第3条 本制度の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な方針又は制度を定める条例
- (2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは本制度の対象としない。

- (1) 緊急性を要するもの又は軽微なもの

- (2) 意見聴取の手續が法令等により定められているもの
- (3) 本制度に準じた手續きを経て策定した報告、答申等などに基づいて行われるものであって、意見聴取の手續きの方策が講じられているもの
- (4) 市の裁量の余地がないもの（法令又は国若しくは県の計画にその内容が規定されているもの）

（計画等案の公表時期）

第4条 実施機関は、計画等の案を作成した後に公表し、市民等から意見を求めるものとする。

（計画等案の公表）

第5条 実施機関は、意見の提出を求める際、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 計画等の案
- (2) 意見の提出を求める期間、提出方法及び提出先
- (3) 計画等案の入手方法並びに意見の提出に必要な事項

2 前項に掲げる事項の公表は、市役所本庁舎、桜江支所等及び市のホームページで行う。また、次に掲げる方法を活用して、市民等に積極的な周知を図るよう努めるものとする。

- (1) 広報紙への掲載
- (2) 報道機関への発表
- (3) その他市の有する広報媒体

3 計画等の案を公表するときは、当該案を作成した趣旨、目的、背景など市民等が内容を十分に理解し得る参考資料も併せて公表するよう努めるものとする。

4 公表する計画等の案の内容が相当量に及ぶ場合は、全てを公表する必要はないものとする。この場合において、その公表は案の概要とし、案全体の入手方法を明確にしておかなければならない。

（意見の提出等）

第6条 意見の提出期間は、案の公表の日から30日以上として、市民等が意見を提出するために必要とする期間を考慮し実施機関が定めるものとする。

2 意見の提出方法は、持参、郵便、ファクシミリ及び電子メールによることとす

る。

- 3 意見の提出に際しては、提出者の住所、氏名又は名称、連絡先(電話番号等)、提出者の属性(市内在勤等)等の明記を求めるものとする。

(意見の活用)

第7条 実施機関は、計画等に係る最終的な意思決定を行うに当たっては、市民等から提出された意見を考慮するとともに、当該意見の概要及びこれに対する市としての考え方並びに計画等の案を修正した場合にはその修正の内容及び理由を、第5条第2項の規定により公表するものとする。

- 2 実施機関は、提出された意見の中に、個人、法人等の権利利益を害する恐れがあり、公表することが不適切と判断される情報が含まれている場合は、その全部又は一部を公表しないことができるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めのないものについては、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。